

調達要求番号：統一０５－０８０９－０２３

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	空調機の撤去	DIH-LT-23009	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年 8月 9日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部統合情報部		

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、市ヶ谷庁舎C3棟の情報本部区画内における冷却装置の撤去（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) 規格

NDS C 0012B 防衛省規格 電磁シールド室試験方法

b) 法令等

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）

情報本部の情報保証に関する達（平成20年情報本部達第5号）

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）

1.2.2 関連文書 関連文書は、次による。

a) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

2. 役務に関する要求

2.1 実施内容等 本役務の実施内容は、次のとおりとする。

2.1.1 実施内容 既設の撤去対象器材を取外し、床面を器材設置前の状態に回復させるものとする。なお、撤去器材は、契約の相手方の責任において適法に処分するものとする。

2.1.2 役務の実施場所、範囲及び区分等 役務の実施場所は、次によるものとし、本役務の官側施設内での作業については、平日9時から17時の間に実施することを基準とする。細部については、監督官との調整のうえ実施するものとする。

a) 実施場所 〒162-8806 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省庁舎C3棟内

b) 実施範囲 次のとおりとする。（シールド区画内）

床：電磁シールド層，フリーアクセスフロア，帯電防止タイルカーペット

壁：電磁シールド層，シールド建具，軽量鉄骨壁下地，石膏ボード，パーテーション，
ビニルクロス貼り，ビニル巾木

天井：電磁シールド層，軽量鉄骨壁下地，ロックウール化粧吸音板

電磁フィルタ：電源線用フィルタ，信号線用フィルタ

c) 役務実施区分等 この役務の細部内容は**表 1**による。また，撤去器材の品名，単位，数量等は，**表 2**による。また，**表 2**に示す器材等の撤去を実施する場所は**付図**によるものとし，細部は官側が指示するものとする。

表 1－役務実施区分

区分	役務内容
シールド設備	シールド床撤去
	シールド壁（下地共）撤去
	シールド天井（吊ボルト下地共）撤去
	シールドルーム外装撤去
	建築内装受材，吊ボルト，天井下地撤去
電気通信設備	電源線用／信号線用フィルタ撤去
	電気フィルタの接続端子台撤去
	電源線用／信号線用フィルタの一次配線撤去
	電源線用／信号線用フィルタの二次配線撤去
	UPS 周辺の配線撤去
機械設備	シールド貫通作業
	空調機撤去
	ハニカムフィルタ取付作業
	設備側配管撤去
	設備側配管取付補強下地撤去
	設備側配管・ダクト振止金物撤去
	貫通管・貫通ダクト保温撤去
シールド性能測定（役務実施前及び役務実施後）※	

※シールド性能測定に際しては，**NDS C 0012B**によるものとし，役務実施前の測定の数値以下になっていないことを確認するため，役務実施後に数値を測定することとする。また，本測定完了後，シールド性能測定結果を提出するものとする。

表 2－撤去器材

撤去器材 品名	単位	数量	備考
コンパクトエアハン	台	4	型式：CAV-200AKZ（特） （株）木村工機株式会社
電源盤	式	1	コンパクトエアハンに附帯
接続ケーブル	式	1	コンパクトエアハンに附帯
冷却水パイプ	式	1	コンパクトエアハンに附帯
ラインフィルター	式	1	
シールドパネル	式	1	
防水堤	式	1	
空調架台	式	1	

2.2 役務完了時期 契約の相手方は、令和 6 年 3 月 2 9 日までに役務を完了するものとする。

2.3 実施計画書の作成 契約の相手方は、官側と日程調整のうえ、契約締結後速やかに現地調査を実施するものとする。また、次に示す内容を記載した実施計画書を作成し、監督官の確認後、**4.1** に基づき提出するものとする。

- a) 作業工程表
- b) 撤去・搬出・運搬要領
- c) 撤去器材設置図
- d) その他必要事項

2.4 整備に必要な物品及び材料 本役務に必要な物品及び材料等は、現状の室内環境等を保持するのに十分なものを契約の相手方が準備するものとする。床・壁・天井等の下地を含む材料については、湿気・湿度変化に対して耐力を有し、腐食や発錆など劣化の生じにくいものであることとする。

2.5 廃材等の処置 本役務の履行により生じた廃材及び撤去器材は、契約の相手方が適法に処分するものとする。

2.6 施設等の保護 施設等の保護は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の保有する施設及び物品の損傷防止に留意し、必要とする養生材や補助器材等については、契約の相手方が用意するものとする。
- b) 本役務において官側の保有する施設、物品に損傷が発生した場合は、直ちに官側に報告するとともに、契約の相手方の責任及び費用負担により原状回復するものとする。
- c) 契約の相手方は、本役務完了に際して発生した塵埃及び養生用品等を回収するものとする。

2.7 シールド性能測定結果 契約の相手方は、**表 1** の「シールド性能測定（役務実施前及び役務実施後）」の作業完了後、速やかにシールド性能測定結果を作成し、監督官の確認を得た後、**4.1** に基づき提出するものとする。

2.8 実施報告書 契約の相手方は、**2.1** 及び **2.5** の作業完了後、速やかに実施報告書を作成し、監督官の確認を得た後、**4.1** に基づき提出するものとする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査 監督及び検査については、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4. その他の指示

4.1 提出書類 契約の相手方は、表3に示す書類を提出するものとする。

表3－提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	媒体
1	実施計画書	1部	契約締結後速やかに	情報本部 統合情報部 (市ヶ谷)	紙
2	シールド性能測定結果	1部	2.1.2 c) 表1の「シールド性能測定（役務実施前及び役務実施後）」の完了後速やかに		
3	実施報告書	1部	2.1及び2.5の作業完了後速やかに		

4.2 貸付文書

官側が必要と認めた物品等について、閲覧又は無償で貸付を受けることができる。

なお、貸付手続き等は、**防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令**に基づき実施する。

4.3 情報の保全等 情報の保全等は、次のとおりとする。

a) 契約の相手方は、本役務の履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

b) 契約の相手方は、本役務の履行にあたり、記録機器（カメラ及び無線機等）を持ち込み、使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、**情報本部の情報保証に関する達**に定める申請を行い、許可を得るものとする。

4.4 立入禁止場所への立入り等 立入禁止場所への立入り等については、次のとおりとする。

a) 契約の相手方は、本役務の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い、許可を得るものとする。

b) 立入禁止場所への立入の申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養されている、立入にふさわしい人物をもって充てるものとする。

c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うものとする。

4.5 官側の支援 契約の相手方は、次の事項について、官側の支援を必要とする場合は、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができるものとする。

a) 現地における搬入器材の保管

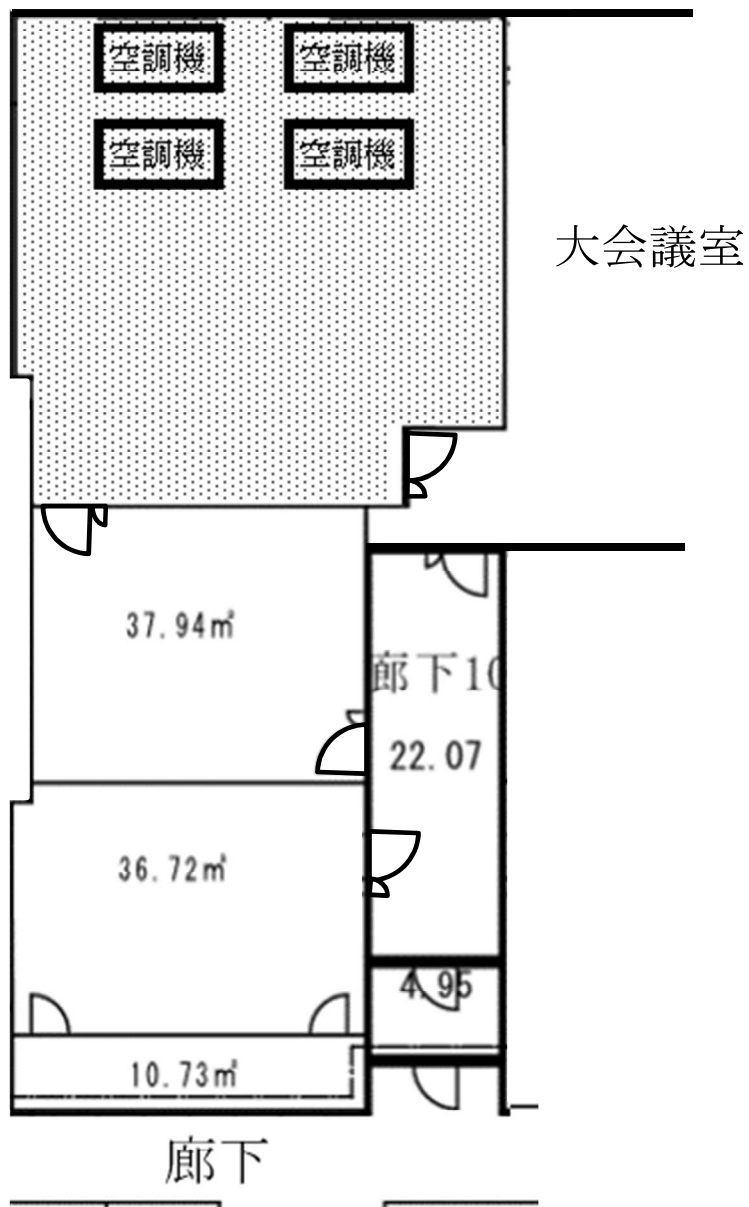
b) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用

c) その他支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

4.6 仕様書に関する疑義 契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

付図一 器材等の撤去実施場所

…実施場所



※本役務対象器材から接続する配管・配線等の設置場所の細部は、契約後官側と別途調整するものとする。